

寒川町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第2号

寒川町手数料条例の一部を改正する条例

寒川町手数料条例(平成12年寒川町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号中「登録」の次に「(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなしてする登録を除く。)」を加え、同項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定に基づく犬の鑑札の
交付 1頭につき1,600円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。